

広島県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和三年九月二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

施設の種類	施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
老人ホーム	ユニット型特別養護老人ホーム楽々園 kisui	広島市佐伯区楽々園五丁目15番22号	令和3年8月24日
老人ホーム	従来型特別養護老人ホーム楽々園 kisui	広島市佐伯区楽々園五丁目15番22号	令和3年8月24日